

第 4 回
犯罪被害者等基本計画検討会

意見書

= 第 1 8 条関係 =

岡村 勲

平成 1 7 年 6 月 2 7 日

目 次

検討課題	= 起訴への関与 =	3 頁
第 1	起訴への関与等についての提言	3 頁
検討課題	= 公訴参加制度の導入 =	6 頁
第 1	犯罪被害者の刑事司法手続きに対する不信	6 頁
1	犯罪被害者は何故捜査に協力するのか	6 頁
2	犯罪被害者の利益を守らない刑事司法	6 頁
3	犯罪被害者等の錯誤を利用して成立する刑事司法	7 頁
4	犯罪被害者を排除する刑事司法	7 頁
第 2	刑事司法は被害者のためにも存在しなければならない	8 頁
第 3	公訴参加制度を求める声が国民一般に広まってきている	8 頁
第 4	犯罪被害者等基本法の立法趣旨	9 頁
1	犯罪被害者等基本法の制定と最高裁の変化	9 頁
2	犯罪被害者等基本法の立法趣旨	10 頁
3	基本計画は基本法の精神に基づいて作らなければならない	10 頁
第 5	山田構成員の資料（日弁連理事会決議）への反論	11 頁
1	日弁連「理事会」決議の内容	11 頁
2	日弁連「理事会」決議への反論	11 頁
(1)	現行制度との整合性を理由とすることは、基本法の精神に沿わない	11 頁
(2)	被告人の防御対象が拡大するとの理由は、被害者の視点に立っていない	12 頁
(3)	被害者の質問で被告人の防御活動が萎縮するとの理由は、真実発見のための被害者の質問権の意義を軽視するものである	13 頁
(4)	事実認定に与える悪影響を理由に公訴参加を否定するが、事実認定に与える影響は逆である	14 頁
(5)	被害者が複数の時の問題点を指摘して公訴参加を否定するが、被害者複数の問題点は公訴参加の場合に限られない	14 頁
3	まとめ	14 頁
第 6	公訴参加制度のその他の問題点	15 頁
1	参加の目的	15 頁
2	国家刑罰権・処罰請求権との抵触はない	15 頁
3	法廷秩序を乱すことはない	15 頁
4	厳罰化をもたらすこともない	16 頁
5	意見陳述制度とも重複しない	17 頁
6	職権主義・当事者主義との理論的矛盾もない	17 頁
第 7	まとめ	18 頁
検討課題	= 犯罪被害者等のための公的弁護人制度の導入 =	19 頁
第 1	犯罪被害者等のための公的弁護人制度の導入についての提言	19 頁
検討課題	= 少年保護事件等への参加等 =	20 頁
第 1	総論	20 頁
第 2	被害者への情報提供	20 頁

第3	被害者の審判傍聴	22頁
第4	被害者代理人制度	25頁
第5	加害少年の保護者への教育の必要性	26頁
検討課題	= 刑事司法手続に関する情報提供の充実 =	27頁
第1	刑事司法手続に関する情報提供の充実	27頁
1	総論	27頁
2	起訴状，冒頭陳述要旨，論告要旨及び判決書を犯罪被害者等に交付すべきである。	27頁
3	公判期日等の通知を原則とすべきである。そして，被害者等通知制度の内容は，公判期日・裁判部に限定せず，裁判手続に関する一般的な情報の通知も含むべきである。	28頁
4	警察庁，法務省及び最高裁判所が協力して，犯罪被害者等の必要情報をまとめた冊子を作成し，必ず犯罪被害者等に対して配布し，内容について説明するように努めるべきである。	29頁
検討課題	= 捜査に関する情報提供等の充実 =	31頁
第1	捜査情報の提供について提言	31頁
検討課題	= 不起訴事案に関する情報提供 =	32頁
第1	不起訴事案に関する情報提供についての提言	32頁
第2	公判記録不提出記録の開示についての提言	33頁
検討課題	= 判決確定後の加害者情報の提供 =	34頁
第1	現状	34頁
1	被害者に対する情報提供	34頁
2	国家機関における情報の把握	34頁
第2	現行制度の問題点	35頁
1	被害者に対する情報提供制度	35頁
第3	新設すべき制度	35頁
検討課題	= 犯罪被害者等に関する情報の加害者への伝達等 =	37頁
第1	住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付の制限	37頁
1	現状について	37頁
2	現行制度の問題点	37頁
3	改善すべき点	37頁
第2	加害者に対する民事的責任追求における被害者情報の保護	38頁
1	現状について	38頁
2	現状の問題点	38頁
3	改善すべき点	38頁
第3	刑事手続における被害者情報の保護	39頁
1	現状について	39頁
2	現状の問題点	39頁
3	新設すべき制度について	39頁

検討課題

= 起訴への関与 =

第1 起訴への関与等についての提言

- 1 被害者等からの被害届及び告訴手続後、警察における捜査について、被害者等に適正な捜査を求めるための申立権を創設すること。

【理由】

長野県で発生した例では、警察が自殺と断定したことに対して、遺族は他殺の疑いを訴え続けたが無視され、20年後に真犯人が出現したが、その後3年たってからようやく遺族に真犯人のことが警察から知らされた。加害者に対する刑事、民事いずれの権利も消滅してしまっていたため、遺族はなににもすることができなかった。

栃木県でおきた監禁殺人の例では、被害者が行方不明になってから1ヶ月半の間に親が9回も警察に捜査を願い出たが無視され、ようやく捜査が開始された時点ではまだ被害者は生存していたが、担当警察官が警察であることを犯人からの電話で名乗ってしまった後殺害されてしまった。もっと早くに真剣な捜査が開始されていたならば被害者を救出する可能性があった。

横浜市の例では、自宅近くで娘さんが殺害された事件で、警察は1年半くらいまでは連絡をよこしたが、その後未解決のままとされてしまった。3年後に犯人の方から自首してきたため、逮捕・起訴となったが、もし自首がなかったら放置されたままとなっていた。

いずれも犯罪被害者等には警察の捜査に対する何の権利も認められていないため起きている二次被害である。

事件が発生したことに対し、迅速かつ適正な捜査を行うことは警察の責務であるが、被害者等の協力は必要不可欠である。被害者等は取調の対象というだけでなく刑事手続を適正に執行させるための協力者としての存在でもある。このような存在である被害者等に、警察の捜査について適正な法の執行を求めるための申立権を創設することは、なんら刑事司法の目的に反するものではない。

また、上記のような不祥事の発生を未然に防止するためにも効果的である。

さらには、不祥事が起きてから、警察が国家賠償を請求されるよりも、事前に被害者等からの申立てを受け、捜査の再考をする方が警察にとってもプラスになる。申立手続を裁判所に対して行う制度とすれば、濫用の危険はない。

例えば、日本と同様に当事者主義の刑事司法をとるイタリアでは、捜査段階から被害者は弁護人を選任する権利を認められ、捜査に対する上申書の提出権、証拠保全の審理に立会う権利、事件終了の請求に対し記録を閲覧し捜査の続行を求める権利などが認められている。

2 長期未解決事件について

捜査が長期化する場合は、一定の期間毎に被害者等に進展状況を報告する制度を創設すること。

【理由】

上記被害者等の申立権と同じ理由で、捜査の進展状況を知る権利が認められなければならない。

3 未解決事件解決のために、被害者等が懸賞金をかけて情報提供を受けこれによって事件が解決したときは、国が懸賞金を弁償する制度を創設すること。

【理由】

現状でも未解決事件が存在し、被害者等はいくつでも早く犯人が検挙されることを強く望んでいる。このようなときに、事件解決の手段として懸賞金をかけることは有効な場合があり、それを望んでいる被害者等もいる。

懸賞金をかけた結果有力な情報提供を受けることができ事件が解決したばあいには、正に、国が責任を負う捜査に協力したわけであるから、その懸賞金は国が負担すべきもので被害者等に負担させるべきではない。

4 不起訴にする場合には、被害者等に対し十分な情報を提供した上で事前に意見をきかなければならない、とする制度を創設すること。

また、加害者を釈放する場合にも事前に被害者等の意見を聞かなければならない、とする制度を創設すること。

【理由】

現状では、不起訴裁定が下されるまでまったく説明がなされなかったり、また、被害者等通知制度による通知も、簡単に一行で不起訴とした旨が記載されているだけということが多い。

これは、被害者等の権利、あるいは検察官の義務としての法制度上のものではなく、あくまでも検察庁での運用上の配慮で行っているために、丁寧な検察官とそうでない検察官とでは、大きな差が生じてしまうのである。

そもそも、被害者等は自分が被害を受けた事件について起訴あるいは不起訴の裁定に対し重大な利害を有するものであるから、検察官の起訴・不起訴の裁定に当たり意見を述べる権利を認めるべきである。

また、被害者等が加害者からの報復をおそれることは切実であり、再被害の防止策を検討するために、加害者の釈放に当たり事前に被害者等の意見を聞くようにするべきである。

5 不起訴裁定については、その理由の具体的内容を文書で犯罪被害者等に告知しなければならない、という制度を創設すること。

【理由】

現在行われている被害者等通知制度は上記の通り、運用上の配慮にすぎず、通知書にはたった一行結論が書いてあるだけで、通知制度に記載があるにもかかわらず、不起訴理由の骨子を記載していないものすらある。口頭での説明についても、担当検察官の犯罪被害者等への理解の程度によって説明のし方に濃淡があるうえ、犯罪被害者等の正確な記録としては残らない。

犯罪被害者等が検察審査会への申立をするためには、不起訴理由を具体的に正確に知る必要があり、そのためには、被害者の知る権利を前提として文書で具体的理由を告知する制度を法定するべきである。

検討課題

= 公訴参加制度の導入 =

第1 犯罪被害者の刑事司法手続きに対する不信

1 犯罪被害者は何故捜査に協力するのか

犯罪によって被害、特に重大な被害を被った被害者（遺族を含む。以下同じ）が、加害者に対して適正な刑罰が下されることを願うのは当然で、国がこの無念の思いを晴らしてくれると思えばこそ、捜査、公判に協力するのである。捜査協力は被害者にとって大変な負担である。葬儀の済まないうちから、何回となく事情聴取され、家宅搜索、実況見分の立ち会いなど、くたくたになる。強制的にされた司法解剖後の遺体の引き取りも被害者の負担だ。自宅立ち入りを禁止された遺族、親族のホテル宿泊料も遺族持ち。性犯罪の被害者が恥を忍んで捜査官や法廷で被害状況を説明するのも同様の理由による。

2 犯罪被害者の利益を守らない刑事司法

ところが、刑事司法は公の秩序維持のためのもので、被害者のためのものではない、というのがわが国の司法である。最高裁判所平成2年2月20日判決は、「刑事司法は社会秩序維持という公益を図るために行われるもので、犯罪被害者の利益を目的とするものではなく、犯罪被害者は反射的利益を受けるに過ぎない」という。

このことは、捜査、公判と進むにつれてだんだんと犯罪被害者に分かってくる。頼りにしていた捜査官から十分な事件の情報は貰えず、報道機関から知らされることも少くない。起訴、不起訴について意見を述べる権利も無く、最近までは、送検や起訴の事実や公判の期日まで知らされず、知らないうちに裁判が終わっていたというケースも多かった。公判段階に入っても、起訴状、冒頭陳述書、証拠カード、論告要旨、弁論要旨、判決書も貰えない。傍聴席は報道機関の後列に座らされることも多く、加害者

の関係者と混在して座らされることもある。現場写真や実況見分調書、証拠類は傍聴席には廻ってこないし、供述調書も要旨だけしか朗読されないこともあるから本当のところは分からない。甲号証、乙号証などの専門用語が飛びかって専門家でも混乱する。加害者は平気で嘘をつき、被害者の名誉を傷つける。傍聴席の被害者は腹の煮えくり返る思いがするが反論できない。「違います」と2回叫んだだけで退廷させられた被害者もいる。「マイクの音量を高くしてくれ」と頼んだ被害者は「傍聴席に聞かせるために裁判しているのではない」と一蹴された。

3 犯罪被害者等の錯誤を利用して成立する刑事司法

ここにいたって、犯罪被害者は「自分たちは公の秩序維持の道具、裁判の資料に利用されてきただけで、自分たちのために捜査や裁判をしてきていたのではない」ということに気づくのである。こんなことなら、捜査、公判に協力するのではなかったと、刑事司法を恨み、憤り、司法不信におちいる。性被害の被害者が告訴してきたら、「捜査しましょう。しかしあなたのために捜査するのではありませんよ。社会秩序を維持するためにするのであって、あなたはそのための証拠品になるだけですよ。」とあらかじめ断ってから、被害届や告訴状を受け取らなければならない。被害者を騙すことになる。

4 犯罪被害者を排除する刑事司法

捜査、公判が被害者のために存在するのではないとするわが国の刑事司法は、その当然の帰結として被害者を刑事手続きから排除してしまっている。何の法的地位も権利も与えず、刑事裁判は加害者、弁護人、検察官、裁判官だけで行われ、犯罪の最大の利害関係人であり、事件の当事者である被害者を完全に蚊帳の外に置き、利用するだけ利用し、被害者等のために捜査、裁判しているのではない、被害者等は証拠品だとするというのが現在の刑事司法である。

これでは被害者が納得するはずがない。民事損害賠償訴訟が実効を持たないことと相まって、司法不信を増幅させている。

第2 刑事司法は被害者のためにも存在しなければならない

刑事司法は、公の秩序維持、加害者の権利だけをまもればよい、という時代は終わっている。犯罪という一つの行為は、社会秩序違反という面と被害者等の利益を害するという面を持っている。従来は後者を切り捨てて刑事司法は扱わなかったが、被害者等は、刑事司法についても保護されるべき利益をもっている。事件の真実を知りたい、被害者等の名誉を守りたい、加害者に対して適正な刑罰権を課してほしい、という利益である。社会実序の維持と同時に、被害者等の利益もまもらなければならない。そうなるこそ、国民は司法を信頼するようになる。

第3 公訴参加制度を求める声が国民一般に広まってきている

まず、平成12年の衆議院議員総選挙において、自民党は、犯罪被害者やその遺族には刑事裁判に関わる手だてがほとんど与えられていなかった現状を真摯に捉え、犯罪被害者やその遺族に対して訴訟手続内でしかるべき地位が与えられるよう法改正を含め、その実現を図ることを選挙公約とした。さらに、被害回復に対する配慮もこれまでは十分でなかったことを直視し、被害の早期かつ十分な回復を図るための措置について附帯私訴制度を含め、具体的に検討し、早急に結論を得て充実させることを公約した。また、他の政党も、犯罪被害者等を支援し、保護するための施策実現に向けた公約を発表した。

さらに、平成15年8月1日、森山法務大臣は、犯罪被害者やそのご家族の方から刑事裁判への積極的な関与について具体的な法整備を行うべきであるとの要望が寄せられていると指摘し、有識者などからなる研究会を立ち上げ、被害者保護施策の在り方について調査検討を進めるよう関係部局に指示をした。

犯罪被害者のための刑事司法の実現を目指した全国犯罪被害者の会による署名活動は、平成16年6月15日現在、**55万7215名分**に達し、同日、野沢法務大臣に提出された。

加えて、**全国105の自治体**で、平成15年12月～平成17年3月までの間に、犯罪被害者ための刑事司法制度の実現と、附帯私訴制度や訴訟参加制度の実現を求める決議が地方議会等でなされ、関係省庁に送付された。

このような大きなうねりは、全国紙でも大々的に取り上げられるようになってきている。今や、刑事手続に被害者が直接参加すべきであるとの声が、国民一般に広がっている。

第4 犯罪被害者等基本法の立法趣旨

1 犯罪被害者等基本法の制定と最高裁の変化

こうした流れの中で、平成16年には、犯罪被害者等基本法が制定された。同法第1条はその目的として、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを」掲げ、第3条は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳に相応しい処遇を保障される権利を有する」とし、被害者に権利があることを明確に認めた。

同法施行後、最高裁においても変化が現れ始めた。性犯罪の被害者が所有権放棄して任意提出した証拠品を、警察は捜査中にもかかわらず、廃棄処分した。女性はそれによって精神的苦痛を被り、人格的利益が侵害されたとして、国賠による損害賠償請求していたのだが、最高裁は、従来判例を踏襲して請求を棄却した。捜査は公益のためにやっているのであって、被害者のためにしているのではないから、捜査が適正を欠いたとしても、文句を言う筋合いではない、というのである。

これに対して請求を認めるべきであるという、裁判長による少数意見が出された。「犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される人格的権利を有する」(犯罪被害者等基本法3条の表現と同じ)「告訴権も人格権の一部をなす」とし、証拠物が捜査のために適正に保管される利益は、所有権と関係なく、人格権に由来する法的な利益であるとして、損害賠償を認めるべきものとしたのである。本年の4月21日のことである。

この少数意見は、捜査について犯罪被害者等が利益をもつことにみとめるもので、これを推し進めれば、捜査、公訴提起は、被害者等のためにもあるということに発展するであろう。司法の場が変わり始めたということができる。

2 犯罪被害者等基本法の立法趣旨

そもそも基本法前文は、「犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。」と宣言している。つまり被害者の視点に立って新たな一步を踏み出さなければならないとされている。

そして、新たに踏み出すべき施策について、同法第2条第3項は、「この法律において犯罪被害者等のための施策とは、・・・犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができようするための施策をいう。」と定義している。

従って、基本法によれば、被害者の視点に立って、従前の制度や運用を越えた、刑事手続に関与するための新たな施策を講じなければならないのである。このことは、同法第18条においても繰り返されている。「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするために、・・・刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする」としている。

そして、これを受けて同法第8条は、「犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下、「犯罪被害者等基本計画」という）を定めなければならない」とした。

従って、当「基本計画検討会」においては、被害者が刑事手続きへ参加するための、従前の枠組みを越えた新たな施策について議論しなければならないはずである。

3 基本計画は基本法に基づいて作らなければならない

ところが、後述するように、日弁連の意見は、検察官が被害者等からの意見聴取や情報提供など、被害者のために活動することによって、被害者等の不満が解消できるとしている。

しかし、検察官は、公益の代表者であって、被害者等の代表者ではない。

いわんや捜査や公訴提起が被害者等のために行われるのではない、という現在の司法制度を前提にすれば、検察官が被害者のために活動することは、制度違反ということになる。刑事司法が、被害者等のためにも存在するという前提に立って、はじめて成り立つ理屈である。

法務省意見や日弁連意見は、いわゆる保護法などにある現行制度を充実させることしか、いっていない。これは、基本法に反するものといわなければならない。刑事手続きに關与する機会の増大といえ、犯罪被害者等が望み、自治体の決議もある、公訴参加制度をまず考えなければならない。どうすれば参加が可能であるかを議論せず、従来の枠組みを前提に頭から反対というのでは、十分な説得力を持ち得ず、基本法に反するといわなければならない。

犯罪被害者等は、現行制度では救われたいといっている。それを現行制度では、できないというのでは議論にならない。現行制度の枠内でできないというのなら、その枠を超える制度を考えるべきである。

第5 山田構成員の資料（日弁連理事会決議）への反論

1 日弁連「理事会」決議の内容

山田構成員が提出した資料によると、日弁連理事会において、

現行制度との整合性及び被告人の防御の困難性等を検討すれば、当事者あるいは検察官を補佐する者として刑訴訟手続に参加し、訴訟行為を行う制度は導入すべきではない。

被害者等又はその代理人弁護士が、検察官に対し、当該刑事手続に関し、説明を求め、意見を述べる制度を導入することとの決議がなされたようである。

2 日弁連「理事会」決議への反論

（1）現行制度との整合性を理由とすることは、基本法に精神に沿わない

そもそも、現行制度やその運用が不満だから新たな制度を構築して欲しい

というのが被害者の願いであり、これを受けて制定されたのが、前述したように、基本法である。それにもかかわらず、現行制度との整合性が図れないから、いかなる形の参加制度も全面的に否定するというのは、基本法の本質に沿わない。

当「基本計画検討会」で期待されていることは、被害者の視点に立って、どうやって基本法が定める被害者の刑事手続きへの参加を実現するか、従前の運用や制度を越えた「新たな一歩を踏み出す」ための施策を議論することである。

ところで、上記決議には、「被害者等又はその代理人弁護士が、検察官に対し、当該刑事手続に関し、説明を求め、意見を述べる制度を（法律上の制度として）導入すること」とし、いわゆる『新たな制度』の創設であるかのような提言をしている。この提言の言わんとするところは、検察官に犯罪被害者の利益を代弁させれば十分であるから、公訴参加を認める必要はないとの考えであろう。

しかし、被害者の利益は、当事者である被害者自身がもっとも良く語ることができるのであって、検察官に全てを期待することには限界がある。いくら検察官と被害者が打ち合わせをしても、検察官が被害者の言いたいことを十分に理解することは不可能だからこそ、被害者が参加する必要がある。特に被害者の人間性が犯されるような重大犯罪については、犯された本人にしか、語れない部分が大きい。それにも拘わらず、検察官に意見を述べる機会を制度上確保すれば十分であるという意見には、同意できない。

さらには、検察官を通して被害者の主張を言えば良いという制度は、正確には、被害者の刑事手続への参加とは異なる。従前から、検察官を通して意見を代弁してもらうことは運用として行われていたのであり、しかし、その制度では被害者の言いたいことが十分に伝わらず限界があるからこそ、被害者が直接、手続に関与する施策が望まれたのであり、基本法もそのような観点から規定されている。従って、検察官に意見を述べる従前の運用をそのまま法制化したからと言って、基本法が求める、被害者の刑事手続への参加への新たな一歩が認められたことにはならない。

（２）被告人の防御対象が拡大するとの理由は、被害者の視点に立っていない

上記決議は、被害者の訴訟活動が行われれば、被告人の防御すべき対象が

拡大することになり、被告人の立場が非常に厳しいものになる恐れがあることを公訴参加を全面的に否定する理由として掲げる。

しかし、このような考えは、被告人の立場のみに配慮した考え方であり、被害者の視点に立った枠組みを新設しようとする基本法に合わない。被告人の視点だけに偏ってきた従前の運用や制度では不満だから、基本法が制定されたのであり、上記決議にはその精神が反映されていない。

また、上記決議は、「整理された争点から外れる質問等が被害者等によって行われることがありうる」ということも具体的な反対理由としている。しかし、争点から外れる質問は、被告人や弁護人によってなされることが、しばしばあるところである。さらには、制度的に見た場合、争点から外れる質問等を被害者といえども自由に行えるものではなく、裁判官による適切な訴訟指揮で逐次排除・制限されるのであるから、上記理由は、公訴参加を全面的に否定する理由にはなりえない。

（３）被害者の質問で被告人の防御活動が萎縮するとの理由は、真実発見のための被害者の質問権の意義を軽視するものである

決議は、被害者から質問を受けると被告人の防御活動が萎縮するとして、公訴参加を全面的に否定する。

しかし、そもそも、被害者には萎縮する可能性すら保障されていない。被害者は被告人と違い、質問すること自体が認められていないからである。

また、被害者の質問権の意義を軽視するものである。前述したようにいくら検察官と打ち合わせをしても限界があるから被害者が質問するのであり、そうであるなら、被害者が質問することによって初めて多角的観点から事案の真相を解明することができるはずである。真実の発見は被告人にとっても利益なはずである。被害者を抜きに被告人の言いたいことだけで訴訟が行われている現行の制度では、偏った事実しか発見できない。被害者の手続への直接の参加を認めるドイツやフランスにおいては、裁判官が様々視点から審理することができるから被害者の参加は真実の発見にとって有益であるという考えで、多くの法曹家の意見が一致している。

さらには、被害者に弁護士が選任され、弁護士が被害者の生の感情を抑えて被害者の心情を代弁すれば、何ら被告人の防御が萎縮することはない。

(４) 事実認定に与える悪影響を理由に公訴参加を否定するが、事実認定に与える影響は逆である

上記(３)で述べたように、事件の当事者である被害者が、もう一方の当事者である被告人に質問することにより、事案を多角的に解明できるのであるから、事実認定に却って有益な影響を与える。被害者が質問できないというのであれば、質問しないことの方が事実認定に悪影響を及ぼす。

このことは裁判員制度が導入されると、より一層顕著になる。裁判員制度は、一般市民の健全な良識に基づいて事実認定を行う制度であるから、ここに事件の当事者である被害者という市民の、事件への見方が反映されなければ、健全な良識ある事実認定とは言えない。

(５) 被害者が複数の時の問題点を指摘して公訴参加を否定するが、被害者複数の問題点は公訴参加の場合に限られない

決議は、被害者等が複数の場合に生じる問題点を縷々指摘し、それゆえ公訴参加の導入に全面的に反対とのスタンスで訴訟参加制度ある。

しかし、決議が指摘する被害者等が複数の時の問題点は、公訴参加制度特有の問題ではない。例えば被害者が多数いる大型詐欺事件にしても、裁判所の訴訟指揮で適切に対応しているのが訴訟実務である。

また、代表者の選定等の条件を付することによっても問題は回避できる。

３ まとめ

日弁連「理事会」決議は、結局のところ、今の制度ではできないから、今の制度の拡充で被害者は甘んじるべきだという理屈である。

しかし、今の制度では被害者の視点が欠けているからこそ、これを変えていこうというのが基本法の趣旨であるから、被害者の視点にたった新たな制度という基本法を十分に反映していない日弁連「理事会」決議は、到底受け入れることが出来ない。

なお、日弁連は、2003年人権大会において、犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議を、反対意見が少数あったものの、圧倒的多数で可決した。その中で、「犯罪被害者が刑事訴訟手続に参加する諸制度の是非及びあり方について早急に議論を深める」との決議がなされている。さ

らに、提案理由の中では、「刑事手続きに参加する諸制度の是非及びあり方」のみならず、「附帯私訴等をも俎上に載せながら種々の立場から十分に議論をし、これを深めていくものである」としている。

前記日弁連「理事会」の決議は、日弁連の当該人権大会での決議と矛盾する。まさか、人権大会の決議は、「刑事手続きに参加する諸制度の是非及びあり方」を議論すること自体だけを決議しただけであるとでも言うのではあるまい。そうであるなら、そもそも人権大会で決議する必要すらなかったはずだからである。人権大会で決議したのは、刑事手続きへの参加に前向きに取り組むために議論を深めるとの趣旨であったことは明らかであろう。

第6 公訴参加制度のその他の問題点

1 参加の目的

参加の目的を明確化しなければ議論が紛糾する。その目的は、被害者抜きで一方的に裁判が進められるのは不公正だから、その不公正を是正してもらうことに公訴参加制度の主たる目的がある。つまり、犯罪被害者が当事者として刑事手続きに参加することにより、犯罪被害者の権利と尊厳を守り、刑事手続きの公正を図ることを目的とすべきである。

2 国家刑罰権・処罰請求権との抵触はない

国家に刑罰権が帰属している以上、これと抵触することは許されない。なるほど、私人起訴を認めるのであれば、被害者に処罰請求権を認めることになる。しかし、その場合でも、国家刑罰権まで認めるものではない。

これに対し、公訴参加制度は、国家刑罰権はもとより処罰請求権すら認めるものではなく、あくまでも、当事者として刑事手続に公正に参加する権利に他ならない。従って、公訴参加を認めたからと言って、国家刑罰権や処罰請求権と何ら矛盾するものではない。

3 法廷秩序を乱すことはない

被害者に公訴参加を認めると、法廷が混乱し、報復的になるという批判も寄せられている。

しかし、公訴参加制度は、被害感情をストレートに法廷に持ち込み、手続を混乱せしめることを目的とするものではない。被害者抜きで一方的に裁判が行われている不公正を是正し、手続きの公正のために訴訟に参加するに過ぎない。そして、犯罪被害者に弁護士を付することを国の費用で強制することにより、また、裁判官の適切な訴訟指揮により、法廷の混乱は防ぐことができる。

ドイツはヴィースバーデン地方裁判所のダクマール・クーペ裁判官が、「法廷が混乱することはない。法廷が混乱するとしたら、それは裁判官の能力、資質の問題である」と述べていたことが印象的である。さらに、ドイツ・ベルリン地方検察庁の検察官も、「かえって被告人の弁護側が戦術として混乱させることはあっても、公訴参加人が混乱させることは、被害者にとって却ってマイナスとなるので、ドイツでは起きていない」と述べており、公訴参加制度の先進国では、そのようなことは経験的にも起きていない。もし、混乱するのであれば、それは裁判官、被告人辩护人、公訴参加人の代理人弁護士という法曹家の責任であって、制度の問題ではない。

4 厳罰化をもたらすこともない

公訴参加することによって厳罰化するとの批判もある。しかし、被害者が原告となり被告人が被告となる民事の損害賠償請求訴訟で、被害者が当事者だからと言って過大な賠償額を言い渡す判決ができることはないのに、なにゆえに刑事の裁判で被害者が当事者として参加すると厳罰するのか説明に窮するはずである。厳罰化しないよう適切な判決なるかどうかは、裁判官の法曹家としての見識にかかっている問題であり、被害者が参加するかどうかとは直接の関係はない。百歩譲って、被害者が訴訟に参加することによって刑が重くなるというのであれば、刑が重くなっていない現状が軽すぎると言える。いわんや、裁判員制度が導入されるのであるから、国民感情に反する厳罰化はあり得ない。

5 意見陳述制度とも重複しない

現行刑事訴訟法の意見陳述制度で公訴参加制度を代替できるとの意見もある。

しかし、意見陳述権は、心情を述べる場面でしかない。これに対し、公訴参加制度は、1人の人間として尊重されたいという純粋な気持ちから、被害者抜きで一方的に裁判をしないで欲しいとの願いから参加するのであり、そこには、意見陳述制度では到底賄いきれない、記録の開示、証人への質問権、被告人への反論権、証拠提出権、上訴権等が予定されている。つまり、公訴参加制度は、意見陳述制度と理念や目的が根本的に異なる。さらに、意見陳述制度は、裁量で認められているに過ぎない、証拠とすることができないという限界がある。

意見陳述制度だけで十分と考える被害者であれば、その制度を利用すれば良く、それだけでは足りないという被害者が現実にいるからこそ、公訴参加制度が必要なのである。

6 職権主義・当事者主義との理論的矛盾もない

公訴参加は、職権主義を採用するドイツ、フランスならではの制度であり、当事者主義では認められないという主張もある。

しかし、逆に言えば、職権主義のもとですら、犯罪被害者を当事者として認めて、公訴参加人に、証拠提出権を認めているとも言えるのである。他方、当事者主義で言うところの「当事者」に犯罪被害者を含めて理解するのであれば、公訴参加制度は、当事者主義と合致することはあれ、矛盾することはない。事実、当事者主義を採用するイタリアでは、被害者の訴訟手続きへの直接の参加が認められている。

職権主義か当事者主義かという理念的な対立だけで、被害者が切に求めている訴訟への参加を否定することは、被害者の視点を欠いた議論でしかない。なぜなら、人間が制度のためにあるのではなく、制度が人間のためにあるからである。

第7 まとめ

以上より、犯罪被害者が訴訟手続きに直接参加する制度を採用することは、現行司法制度のもとでも十分に可能な制度である。

全国犯罪被害者の会でも、ドイツおよびフランスでの調査をもとに、我が国でも可能な訴訟参加制度案要綱および趣旨説明を添付資料の通り作成し、発表している。

検討課題

= 犯罪被害者等のための公的弁護士制度の導入 =

第 1 犯罪被害者等のための公的弁護士制度の導入についての提言

刑事司法手続きの中で犯罪被害者等に認められる権限を行使するための国費による弁護人の選任の制度を創設すること。

【理由】

損害賠償のための弁護士の選任については、第 2 回のテーマである第 12 条関係の中で取り上げられた。しかし、弁護士の支援を必要としているのは、捜査段階から公判段階の終了にいたるまでの刑事司法手続きにおいても同様である。

現状での犯罪被害者等支援弁護活動としては、被害直後、犯罪被害者が混乱して何も手につかない場合における諸手続の申請等の代行、刑事手続の流れの解説、捜査機関からの事情聴取の際の法的アドバイスや付添活動、捜査機関から提供される情報の受領（情報開示請求）、法廷傍聴への付添活動、被疑者・被告人との間の示談交渉、刑事和解手続・意見陳述の際の法的アドバイス、公判記録閲覧及び内容の検討説明、不起訴記録の閲覧謄写内容の閲覧謄写、検察審査会申立など、刑事司法プロパーの支援がおこなわれている。

これらの支援弁護は現在法律扶助協会の自主事業で扶助が行われている。しかし、犯罪被害者等にとっては、刑事司法において弁護士の支援を必要としていることは、民事の損害賠償を行うか否かに関わらない。

被疑者段階からの国選弁護制度の創設という、被疑者・被告人の人権への強化との均衡という面からも、刑事司法における犯罪被害者等への国選支援弁護士制度を創設するべきである。

検討課題

= 少年保護事件等への参加等 =

第1 総論

2000年の少年法改正以前においては、少年審判の過程に被害者は存在しなかった。2000年の改正で、記録の閲覧・謄写（法5条の2）、意見聴取（法9条の2）、審判結果の通知（法31条の2）等を内容とする被害者配慮規定がやっと導入されたのである。これらの新制度は、申立権のない者からの申立や、申立理由に不備がある場合、申立期間が既に経過している場合等の形式的理由で認められない場合を除き、ほぼ被害者の希望通りの運用がなされているとのことである。これらの配慮規定が導入されたことや、被害者の希望にそう運用がなされていることは、従来、少年審判の蚊帳の外におかれていた被害者にとって大きな進歩であることは間違いない。しかし、被害者が当初より強く希望していた審判傍聴は認められておらず、被害者から見れば不十分な点も多い。被害者配慮規定が導入されたことで被害者問題が解決したわけではない。少年法の理念は尊重すべきであるとしても、更生を援助される加害少年の反対側には、何の落ち度もなく被害にあい人生を破壊された被害者がいるのであり、その被害者の権利の保護、そして何よりその納得のための更なる制度作りが必要である。そして、その場合、被害者とメディアを含む一般国民は区別して考える必要がある。非公開原則は、メディアを含む一般国民に対しては理由があることと考えられるからである。以下、被害者への情報提供、審判傍聴、被害者代理人制度、保護者の責任に分けて論じる。

第2 被害者への情報提供

- 1 2000年の少年法改正以前は、少年犯罪被害者は審判の非公開原則によって、加害少年の氏名を初めとしてほとんど何の情報の提供も受けることができなかった。2000年改正で、審判開始決定後の記録の閲覧・謄写が認められたことで、被害者はこの時点で加害少年の氏名や事件内容等

についての情報を入手できることとなった。しかし、審判開始決定までには最短でも1ヶ月以上の期間が必要であり、その間、捜査機関から加害少年のプライバシーや更生を理由に何の情報提供も受けられない状態は是非とも改善される必要がある。被害者が一定の時間を経て社会復帰あるいは自己回復していくためには、一体何があったのか、なぜ被害者が自分あるいは家族だったのか、加害少年はなぜそういう事件を起こしたのか等の事実を知ることが不可欠の前提である。この意味で、被害者の情報提供を受ける権利は、憲法13条の幸福追求権の一部として保障されていると考えられる。少年法においては保護・教育主義が採用されており、加害少年のプライバシー保護や更生の必要性から、審判を含む手続きが非公開とされ、捜査段階でも当然のこととしてその理念が実行されてきた。しかし、被害者は事件の当事者であり、事件の情報は相当部分が自己情報である。被害者は情報を取得する権利を有するのである。被害者は捜査手続きに対し、リアルタイムでフルアクセスする権利を認められるべきである。したがって、事件が起きた際、被害者は捜査機関から加害少年の氏名や住所・保護者の氏名・事件の内容等についての通知を受けられる制度を作るべきである。そして、この場合、被害者の中にはそのような情報の入手を拒否する者もいるとして、被害者の要望をまって通知すべきであるとの見解もあるが、加害少年の氏名や事件そのものについての情報について全く不要とする被害者はおそらく存在しないのではないかとと思われる。また、事件直後の被害者はいろいろな面で混乱を極めており、そのような状況の中で、被害者に自発的な行動を要求するのは無理な面があろう。事件発生後、最も早い段階でなされる上記通知は被害者の要望をまつのではなく、捜査機関から積極的かつ必要的なものとして行われるべきである。

- 2 2000年改正法では、審判開始決定がなされれば、条件はあるものの記録の閲覧・謄写が認められ、加害少年についての情報を取得することができることになっている。審判開始決定があれば加害少年についての情報を入手できるのであれば、一段階早めて、捜査段階から情報の提供を受けられる制度にしても、弊害はないように思われる。また、現在では、被害者自身が謄写料を支払って初めて謄写ができ、加害少年が何者であることを

知ることができるのであり、この点も不合理であり、改正されるべきである。

- 3 そして、被害者に対する情報開示は、被害者が希望する場合には加害少年が少年院を退院し、再社会化した後まで継続するべきである。少年保護事件においては、少年に人格の可塑性があり、更生可能性があるとの理由で刑罰ではなく保護処分が採用されている。そうであるとすれば、被害者にとっては、加害少年が更生したかどうかは重要な情報である。更生できるとされたからこそ、刑務所ではなく、少年院送致となり、そこで保護・教育を受けたのであるから、被害者にはその更生を見届ける権利があると言える。一部重大事件においては、被害者に対して仮退院時期等が通知されているが、仮退院の時期を被害者に通知することが、加害少年の権利を侵害するとは考えられない。被害者の希望があれば、被害者に対しては仮退院の時期や更生の状況等を適時通知するべきである。そして、そのためには国が継続的に加害少年の情報を入手できる制度の創設や開示の基準等を明確にする必要から新たな立法の必要があろう。

第3 被害者の審判傍聴

- 1 少年審判は非公開とされている。しかし、適正な事実認定を理由として、被害者からの審判出席の希望はきわめて強い。現在の審判は加害少年の更生に対する協力者のみで構成されており、事実認定も不十分な面があることは否定できない。2000年の改正法で検察官関与や裁定合議制が導入されたが、その適用事例は極めて制限的である。被害者から見れば、加害少年の主張に対して反論する者のいない審判廷では、事実と反する主張もそのまま認められ、虚偽の事実認定がまかりとおることになる。加害少年が適正な事実認定を受け適切な処遇を受けることは、被害者が社会復帰するために不可欠の前提なのである。また、加害少年の立場に立っても、審判において、自分がついた事実に関する「嘘」がまかりとおり、真実と異なる事実認定がされて軽い処遇を受けるとすれば、それは加害少年にとっては決してプラスではなく、更生にとって有害であることは明らかである。

このように、少年審判においてもその適正な事実認定がきわめて重要であることは明らかであり、被害者はこの適正な事実認定を主たる理由として審判への出席を希望しているのである。そして、加害少年の主張を聞いた結果、事実と反する部分がある場合には、適正な事実認定を確保するため、被害者は審判廷で加害少年に対し質問したり、意見陳述をしたりする権利が認められるべきである。仮に、審判廷での質問権等が認められないとすれば、被害者は適正な事実認定を確保するために、検察官を通じて事実を正してもらうことになるだろう。そうであるとすれば、検察官関与は改正法で規定されたような限定的なものではなく、被害者が希望する場合には関与が認められるような制度に変える必要があるだろう。

- 2 では、被害者の審判への出席（傍聴を含む）は、審判非公開の理由ないし目的に抵触するのか。被害者が出席することで、はたして非公開の理由・目的が侵害されるのかの検証が必要となる。

審判非公開の理由ないし目的は一般に、少年のプライバシーの保護、社会的烙印の回避、少年の主体的な手続き参加の保障（自由な意見表明の保障）であるとされる。それでは、被害者が審判に出席すると、これらの理由ないし目的は侵害され、実現不能となるのか。答えは否である。

第1に少年のプライバシーの保護であるが、そもそも加害少年の成育歴や家庭環境等の事件の背景にあるプライバシーとされる事項については被害者に知る権利があるのではないかが問題となる。犯罪事実についてのみ情報を得ても、なぜ加害少年がそのような罪を犯すに至ったのかについての情報を得ることなしには、被害者の納得はありえない。加害少年のプライバシー情報がメディアを含む一般国民に対しては保護されるべきであるとしても、上記の理由から、被害者本人は、その情報がたとえ加害少年のプライバシーに属するものであったとしても、これを知る権利を有すると考える。しかし、仮にこのような考え方をとることができないとしても、審判を事実認定過程と要保護性の審理過程に分けて、事実認定過程にのみ被害者の出席を認めることは可能であろう。現在の審判は事実認定と要保護性が渾然一体となって審理されているが、検察官関与が認められている以上、その場合の事実認定手続と要保護性審理手続は分離が前提とされて

おり、被害者の審判出席においてもそのような手続を取ることは可能であろう。

第2に社会的烙印の回避であるが、被害者が審判に出席したからといって、加害少年に犯罪者あるいは非行少年としての社会的烙印が押される関係にないことは明らかである。メディアに審判を公開すれば、報道を通じて加害少年に烙印が押されるということはある。しかし、被害者の審判出席と社会的烙印との間に因果関係はないのであって、この点からも、非公開という場合に、被害者自身と一般国民とを分けて考える必要があることが明らかである。ただし、出席した被害者に対しては、正当な理由なく知りえた情報を漏洩ことを禁止する規定を設ける必要はあろう。

第3に加害少年の主体的な手続き参加の保障、つまり審判で加害少年に自由な意見表明権を保障することは、少年事件における適正手続き保障という意味においても重要なことである。被害者の審判出席に反対する論者は、被害者が出席すると加害少年が萎縮して自由な意見表明ができなくなるおそれがあるということをし、その主たる反対理由とする。しかし、その理由とするところは、まさに「おそれ」であるにすぎず、何らの検証も経ていない。また逆に言えば、前記のように被害者の出席しない審判には、検察官が関与する場合を除いて加害少年の主張に反論する者は存在せず、事実認定に関しては加害少年の主張がまかりとおっている部分を否定できない。加害少年の自由な意見表明を保障するために被害者の出席が認められていない現在の審判においては、加害少年に認められている意見表明の自由は、加害少年に勝手な主張を許す自由となっている危険性は否定できないのである。被害者が審判に出席することによって、むしろ加害少年は嘘をつけなくなり、本当のことが言えるはずである。そうであるとすれば、被害者の審判出廷によって加害少年の自由な意見表明が侵害される「おそれ」よりも、被害者が審判に出席することによる適正な事実認定を優先させるべきである。これは、上述したように、加害少年の更生にとってもプラスであることは明らかである。また、審判は短期間に行われるものであるため、加害少年の反省が進んでいない場合もあり、そのような状態の少年の姿を見、その主張を聞くことは被害者にとってもプラスとは考えられないから、被害者の審判出席は認めるべきではないという主張もある。し

かし、加害少年がそのような状況にあることの説明を受けた上で、それでも審判出席を希望するか否かは被害者自身の選択でしかない。そのような状況でも出席を希望する被害者に対し、「やめたほうがいい」などと言える第3者は存在しないのである。

3 また、2000年改正法で導入された意見聴取も、審判過程の情報が入手できないために、被害者の立場から見れば極めて中途半端な制度となっていてしまっている。捜査記録は入手できたとしても、審判で加害少年が何を言っているかを知ることなしに、その時期その時期に応じた適切な意見表明は不可能である。

4 以上の理由により、被害者の審判出席が認められるべきである。この点については、現行規則29条で被害者を審判に出席させることは可能とする考えもある。しかし、同条は本来、加害少年の更生への協力者が想定されており、被害者の審判出席を認めるに際しては、新たにその旨の明文を規定する必要がある。

しかし、仮に被害者自身の審判傍聴を認めるべきでないという結論がとられるとしたら、被害者が審判過程において、審判の進行状況についての情報を取得するための代替手段を設けるべきである。2000年改正法では、捜査記録の閲覧・謄写が認められ、審判結果の通知は受けることができるが、審判過程での情報を取得する手段が保障されていない。しかし、被害者は事件の当事者であり、審判はまさに自分の事件について行われているものである。そのような審判から被害者自身をシャットアウトし、何の情報も与えないで良いとする根拠は何かが問われなくてはならない。もし、反対論者の言うように、被害者の面前では加害少年が萎縮してどうしても発言できないならば、ビデオリンクは採用できないか。被害者の代理人が出席することは可能なのか。テープに録音することは可能か。調査官が審判ごとに被害者に詳細な結果を伝えることは可能か等について検討し、被害者自身の審判出席に代わる制度を創設することが必要である。

第4 被害者代理人制度

被害者代理人制度の創設は、被害者の権利保護のために不可欠である。被害者の中には少年法における被害者配慮規定等の制度を知らない者も多く、これらの制度を利用するためにも代理人が不可欠である。そして、この代理人は公費で事件直後に必要的に付される必要がある。被害者が事件直後に混乱の中、代理人を自ら探し出して委任するということは被害者に困難をしいるものでしかないからである。そして、被害者代理人がついていない場合には、被害者は何の情報も得られないまま、知らないうちに審判が終了していたという事態が大いにありうるのである。また、少年事件の加害少年には、一定の範囲ではあるが公的付添人制度が、現在まさに創設されようとしている。付添人は少年審判における適正手続き保障のためにも必要であるが、被害者側からの適正手続き保障のためには、被害者代理人制度が不可欠なのである。

第5 加害少年の保護者への教育の必要性

2000年改正法では、保護者に対する措置として「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとり、又は家庭裁判所調査官に命じてこれらの措置をとらせることができる」と規定した（法25条の2）。少年事件においては、その保護者の責任は重大である。加害少年を少年院に送致し、保護・教育をして社会に戻しても、戻った家庭が全く変化していなければ、加害少年自身が更生を決意していても、保護者の協力なしでの更生は困難であろう。加害少年の保護者は、加害少年に対してネグレクトや身体的・精神的・性的虐待をしている場合も少なくない。そのような場合、そのような保護者の改善なくしては、加害少年の更生も難しいのは当然である。そのため、保護者に対する教育・指導は極めて重要な意味を持つ。25条の2に定められているような措置の必要性については疑いもないが、保護者に対するより積極的な指導や教育プログラム受講の義務化等が定められるべきである。

検討課題

= 刑事司法手続に関する情報提供の充実 =

第 1 刑事司法手続に関する情報提供の充実

1 総論

犯罪被害者等は、「証拠品」ではなく、「事件の当事者」であるから、事件の当事者たる犯罪被害者等が、当該事件に係る刑事司法手続に関する情報を知りたいと願うのは当然のことである。

そして、基本法 18 条は「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」に必要な施策を講じることがを要求しているが、犯罪被害者等による刑事司法手続への参加機会の拡充を図るためには、その大前提として、犯罪被害者等が当該刑事司法手続の経緯、内容等につき十分な情報提供を受けられていることが必要不可欠である。

現在、関係各省庁は、犯罪被害者等に対し、刑事司法手続に関する情報提供を行っていないか、仮に行っていたとしても、犯罪被害者等の方から積極的に情報提供等を要求した事項について、受動的に最小限度の情報提供に応じるという対応をしているにすぎない。しかしながら、基本法はその前文において「犯罪被害者等の視点に立って施策を講じ」ることをその目標として掲げており、今後は、関係各省庁の方から積極的に犯罪被害者等に対する情報提供を行い、犯罪被害者等が従来のように情報提供を受けるために奔走しなくとも必要な情報の提供を十分に受けることができるような体制作りを進めていく必要がある。

2 起訴状、冒頭陳述要旨、論告要旨及び判決書を犯罪被害者等に交付すべきである。

起訴状、冒頭陳述要旨、論告要旨及び判決書は、いずれも公判廷において朗読されるものであり（刑訴法 291 条 1 項、同法 293 条、同法 296 条及び同法 342 条）、それを犯罪被害者等に交付したとしても格別の不都合

は生じない（この点，法務省は「公判の影響や関係者のプライバシー等への配慮も必要であることから，すべての事件においてこれらの書面を交付することは困難である」とされるが，いかなる不都合を意味しているのか不明である）。

実際にも，起訴状，冒頭陳述要旨及び論告要旨については，当該書面が朗読された公判終了後，直ちに検察庁によって報道関係者に配布され（一部公開に適さない箇所がある場合でも，その部分をマスキングする等して，事前に報道関係者配布用の書面が準備されているほどである），判決書についても，判決言渡し直後に，裁判所によって報道関係者に配布されている。犯罪被害者等としては，報道関係者がすぐに判決書を手にしてその内容について話をする横で，裁判官が読み上げた難しい法律用語ばかりの判決書の内容が分からないまま，途方に暮れるしかないのである。事件と何ら関わり合いのない報道関係者がすぐに入手できる書面を，犯罪被害者等が手に入れることができないのは極めて不公平であり，その差別には何らの合理的理由もない。

この点については，犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 3 条に基づく閲覧謄写をすれば足りるという意見もある。しかし，同法に基づく閲覧謄写が認められるためには，検察官及び被告人または弁護人の意見を聴かなければならず，さらに「正当な理由」や「相当」性の判断も必要であることから（同法 3 条 1 項），閲覧謄写が許されないこともあり、許されたとしても相当の時間がかかる。また，謄写 1 枚につき 45 円程度の謄写費用は，すべて犯罪被害者等の負担とされている。このように，同法に基づく閲覧謄写は，時間の面でも費用の面でも犯罪被害者等の負担が大きい制度であり，同法の存在を理由として犯罪被害者等に対して起訴状等を交付する必要がないと断ずるのは適切でない。

3 公判期日等の通知を原則とすべきである。そして，被害者等通知制度の内容は，公判期日・裁判部に限定せず，裁判手続に関する一般的な情報の通知も含むべきである。

現在の運用は，通知の希望がある者には通知するという制度であり，非通知が原則とされている。しかしながら，この方法では，検察庁で取調べを行う等して，捜査段階において検察庁と接触をもった犯罪被害者等しか通知を

受けることができず，その他多くの者については，被害者等通知制度があること自体知らずに公判が終了してしまっているのが現実である。したがって，公判期日等の通知は原則として行うべきであり，例外的に，通知を希望しない場合にはその意思を尊重するという制度にすべきである。

加えて，被害の事実を家族に隠している場合等には，検察庁と明記された封筒ではなく一般の封筒を使用することや，現在多くの人が利用している電子メールを使って通知を行うこと等も考慮されるべきである。

そして，現在の通知制度では，公判日時・裁判部の通知しか行われない。しかし，それまでの人生において裁判に全く関わることのなかった多くの犯罪被害者等にとって，裁判が公開であることは知っていても，どのようにすれば傍聴することができるのか分からないのが大多数である。「傍聴券をもらわないと傍聴できないのではないか」「裁判は自分のような一般人も見に行っても構わないのか」「開始時刻に間に合わないが，裁判の途中から見ることは許されないのではないか」等の疑問をはじめとして，「法廷内で被告人に復讐されるのではないか」などという不安の声も数多く聞かれる。そこで，裁判所の地図を同封する等の配慮をするほか，（一部の重大事件を除き）傍聴券は不要であり誰でも自由に傍聴できること，途中入室，途中退席も自由であること等の説明文，また，裁判手続きの流れの説明，法廷内の様子の図解等を入れる等の配慮もなされるべきである。

従来は，国家機関が行う刑事司法手続に，法律専門家ではない犯罪被害者等が入り込む余地はないかのように扱われてきたが，基本法が制定された今日，「犯罪被害者等の視点に立った施策」（基本法前文）の一環として，その程度の配慮を行うことは当然である。

さらに，公判期日終了後には，公判立会検事が，犯罪被害者等に当日の裁判の内容や次回以降の手続について説明する等し，都合により当日の裁判を傍聴できなかった犯罪被害者等には，当日の公判手続の内容を連絡する等して，犯罪被害者等に対する情報の提供に努めるべきである。

4 警察庁，法務省及び最高裁判所が協力して，犯罪被害者等の必要情報をまとめた冊子を作成し，必ず犯罪被害者等に対して配布し，内容について説明するように努めるべきである。

刑事司法手続は、司法関係者にとっては日常業務の一部にすぎないとしても、犯罪被害者等にとっては、生まれて初めて体験する手続の連続である。犯罪被害者等としては、今後自分がどのような手続を経ることになるのか、今自分がどの手続のいかなる段階にいるのか等について、一連の刑事司法手続の流れが把握できるだけでも大きな安心感を得ることができる。基本法の基本理念の１つは、まさに犯罪被害者等がシームレスな（途切れることのない）支援を受けられるようになることにある（基本法３条３項）。

そこで、警察、検察及び裁判所の各担当者ごとに細切れの情報提供を行うのではなく、シームレスな情報提供が行えるような体制作りを進めるべきであり、三者協力して被害者の権利、刑事裁判手続の流れ及び民事裁判手続等について分かりやすく解説した冊子を作成する等の作業を行うべきである。そして、当然のことではあるが、犯罪被害者等に冊子を渡せば十分と考えることなく、犯罪被害者等から手続等の相談を受けた場合には、分かりやすく丁寧に説明することができるよう重ねて職員の指導も徹底すべきである。

検討課題

= 捜査に関する情報提供等の充実 =

第1 捜査情報の提供について提言

- 1 被害者等が警察及び検察に対して、加害者情報も含めた捜査の進展状況に関する情報の提供を権利として求めることができる制度を創設すること。

実況見分調書、検証調書、鑑定書などの客観的証拠、被害者等及び目撃者の供述調書などの証拠について、閲覧謄写を認める制度とすること。

【理由】

被害者等にとっては、事件直後から正確な情報を得ることができることが極めて重要である。ほとんどの被害者等が様に望んでいることであり、そのことを表した一つの例として、長崎県で起きた種元駿君の父種元毅さんが発表した手記は参考になる。

また、被害者等への捜査情報の開示は、被害者等が適正な捜査を求める権利を行使する上に置いて必要である。現状では、警察や検察の配慮として説明が行われ、その中には丁寧に説明がなされる場合もあるが、取扱はまちまちであり、被害者等の権利として認められているわけではない。正確な情報を求めることを権利として創設すべきである。

事件発生から起訴までの期間が、極めて短期間である場合には捜査終了後の閲覧謄写でも目的は達せられるであろうが、捜査が数カ月以上にわたる事件においては、捜査終了以前といえども、被害者等に捜査記録の閲覧謄写を認めるべきである。

現行制度の理由として、プライバシーの保護及び捜査への支障を理由としてあげているが、被害者等の申立について、弁護士の代理人をつけなければならないこととし、これを裁判所で審査し、プライバシーの侵害あるいは捜査上の支障が生ずると認められる特段の理由が認められる場合には、その部分について、例外として閲覧謄写を禁ずるなどの制度設計上の配慮をすれば、障碍の発生を防止することができる。

検討課題

= 不起訴事案に関する情報提供 =

第 1 不起訴事案に関する情報提供についての提言

- 1 犯罪被害者等に対し、全ての不起訴記録の閲覧謄写を権利として認める制度を創設すること。

【理由】

不起訴記録の閲覧謄写については、損害賠償請求その他の権利行使を目的とする場合に、実況見分調書などの客観的証拠について認められているが、供述調書については被害者等自身のそれも含めて原則的に非開示とされている。例外的に、民事裁判所からの文書送付嘱託によって特定の者を指定した供述調書のみについて対象とし、しかも民事訴訟の結論を左右するような重要な争点に関するものであって、かつ、その争点に関するほぼ唯一の証拠であることを必要とするなど厳格な複数の要件を満たさない限り開示が認められていない。

しかし、民事訴訟をするか否かにかかわらず、犯罪被害者等がまず第一にのぞむのは加害者情報を含めた真実を知りたいということであり、その要求は極めて切実である。それは、不起訴の場合でもかわらない。何故不起訴となるのか、その真実を知るために捜査の結果得られた証拠が開示されなければならない。

また、被害者等が検察審査会への申立をする場合に、実況見分調書など一部の客観的証拠だけでなく、供述調書の検討も必要であるが上記の厳格な要件では依然と全く閲覧謄写ができないままであることに変わりはなく、また、民事訴訟を提起するか否かの検討をする場合ですら同様である。

このような非開示制度の理由として挙げられるのが、関係者のプライバシーの保護および捜査・公判に対する支障という点にある。

しかし、そもそも被害者等自身の供述調書を被害者等に関示することはプライバシー侵害のおそれはない筈である。また、目撃者等の関係者の供述調書についても、前記 3 同様に被害者等の申立にあたり弁護士を代理人とすべきことを必要とし、かつ、裁判所において審査することにより、プライバシー侵害

のおそれがあるとの特段の事情が認められる場合に、非開示とすれば、その障
碍を防止することができる。

捜査への支障という理由については、不起訴裁定の際に既に捜査は終了して
いるので改めて支障となることはなく、また公判への支障という理由では、不
起訴裁定なのであるから、支障が生ずる筈はない。

結局、検察審査会において起訴相当、不起訴不相当の決定が出された場合に
しか問題とならないのであるが、その検察審査会の申立において、証拠に基づ
く的確な意見を述べるためにも、犯罪被害者等に対し、不起訴記録の全面開示
が必要であり有効なのである。

第２ 公判記録不提出記録の開示についての提言

- １ 犯罪被害者等に対し、公判不提出記録のうち被告人・弁護人に開示された
ものは全て閲覧謄写できることを、権利として認める制度を創設すること。**

【理由】

現状では、公判記録については閲覧謄写が認められている。これについても
犯罪被害者の権利としてではなく、また、全面的な開示でもない。

しかし、公判に提出されない検察官請求証拠については、証人尋問が行われ
ないものについては、犯罪被害者等には全く非開示のままである。他方、被告
人・弁護人は、請求予定証拠の全てを閲覧謄写している。

このため、犯罪被害者等にとっては公判での攻防についてその内容を的確に
把握することが困難な場合がおきたり（尋問の内容が不提出証拠の内容に関係
する場合など）、被告人・弁護人から示談あるいは刑事和解の申し入れがなされ
た時にも、被害者等の知らない事情が主張されたり、民事訴訟において被害者
等の知らない抗弁が出されてしまう、などのことが起きる。

犯罪被害者等にとっては全く不公平な結果となっている。

被告人・弁護人に開示されているわけであるから、被害者等が開示されたと
しても特に公判に支障が生ずるおそれはない。

従って、上記のような制度を創設すべきである。

検討課題

= 判決確定後の加害者情報の提供 =

第 1 現状

1 被害者に対する情報提供

(1) 平成 1 3 年 1 0 月から , 加害者の仮出獄時期 , 自由刑の執行終了による釈放予定時期 , 釈放後の住所についての情報を提供する制度を実施している。

(2) 検討中の制度 (法務省見解)

更生保護官署が保護司と協働態勢により , 裁判終了後の加害者に関する種々の情報を提供する制度。

2 国家機関における情報の把握

(1) 警察の要請に基づいて , 行刑施設・地方更生保護委員会・保護観察所が通報を相当と判断した場合に , 警察に対し通報をする制度。

(2) 受刑者が被害者に加害行為を行う特異行動が覚知された場合 , 検察官 , 行刑施設・地方更生保護委員会 , 保護観察所が同様の情報を覚知した場合 , 警察担当者に連絡する制度。

(3) 1 3 歳未満のこどもに対する性犯罪等犯罪者情報に関する法務省から警察への情報提供の制度 (平成 1 7 年 6 月 1 日実施)。対象犯罪について , 出所情報等が一律に提供される。

警視庁は , 1 3 歳未満のこどもに対する強姦罪 , 強盗強姦罪 , 強制わいせつ , わいせつ目的略取・誘拐のいずれの罪により服役していた者につき , 刑務所からの出所予定日と居住予定地 , 服役中の動向について , 法務省から情報の提供を受ける。

第2 現行制度の問題点

1 被害者に対する情報提供制度

- (1) 平成13年10月から実施されている上記情報提供制度は、その要件として「再被害を防止するために通知を行うのが相当である認められる場合に」が規定されており、その判断は法務省が行うものとされている。

しかし、再被害のおそれは予測困難であるため、加害者はその再び被害者に害悪を加える意図を隠したまま社会に復帰することが容易に可能となる。

- (2) 国家機関における情報の把握

現行制度では、受刑者に特異な行動があった場合に警察に連絡され、警察が加害者に関する情報提供を要請する制度となっている。しかし、加害者が被害者を再び攻撃する意図を隠した場合には特異行動が覚知できない。

また、13歳以上対する性犯罪等犯罪者には従前通りの体制がとられているのみであり、性犯罪の再犯率の高さからすれば不十分である。加えて13歳未満の性犯罪についても、同制度が実施された平成17年6月1日以前の出所者情報の把握はされていない。

- (3) 小括

被害者は自らの知る権利として、当然に加害者の社会復帰時期と所在に関する情報の提供を受けることができるべきであり、そうでなければ、害意ある加害者の攻撃に対し自衛策を講じることができない。また、加害者を相手に損害賠償等の民事訴訟を提起することもできない。

被害者は加害者の社会復帰後の基本的な情報について、知る権利があることを前提に立法するなどの制度を構築すべきである。

第3 新設すべき制度

まず、現在の加害者情報提供制度につき、広報活動を行い、被害者に対する周知を徹底するべきである。

被害者からの希望があった場合には、加害者の出所予定日と居住予定地、服役中の動向に関する情報のみでなく、刑期満了後、退院後の住所移動及び職場などを継続的に情報提供する立法をすべきである。

さらに、13歳以上に対する性犯罪等の犯罪者に関する情報についても、前記の平成17年6月1日より実施されている施策を早急に実施するべきである。

検討課題

= 犯罪被害者等に関する情報の加害者への伝達等 =

第 1 住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付の制限

1 現状について

住民基本台帳法は何人に対しても、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しなどの交付請求を認め、原則公開との立場を採り、閲覧・交付の請求は、不当な目的によることが明らかなとき、又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあること、その他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認められるときに、例外的に制限するとの立場を採っている（法 11 条、12 条）。

そのため、この閲覧制度を利用することで、氏名・住所・生年月日・性別の 4 つの個人情報を、誰でも大量に閲覧できることになっている。

2 現行制度の問題点

同閲覧制度から取得した情報が犯罪に悪用されている。同制度の悪用を企む者が、不当な閲覧目的を自ら明かすはずはなく、形式的に正当性を装った請求理由のみで閲覧を許可すれば、制限による歯止めはないに等しい。本年 3 月には、同閲覧制度を悪用し、母子家庭を探し母親の留守中に、家にいた小・中学生の女兒に性的な暴行をするという痛ましい事件が報道されている。

また、ダイレクトメールの情報源として悪質商法の被害者を産み出す温床ともなり、DV 事案やストーカー犯罪において悪用される危険もある。

さらに、生年月日が表示されているため、単身老人世帯や女性単身世帯の把握も可能である。

3 改善すべき点

国民のプライバシー保護意識の高まり，個人情報保護の重要性からすれば，住民基本台帳及び住民票を原則公開とする住民基本台帳法の規定は，現在の社会常識からの乖離が甚だしく，国家が犯罪者や悪質業者に対し個人情報を出し流すことのない制度に早急に改められる必要がある。

そこで，住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付に関し，原則非公開とし，例外として正当な理由がある場合に制限的に公開するものとし，「正当な理由」の判断を実質的に行うことで犯罪への利用を禁止する必要がある。

したがって，同正当理由を審査として，請求者の身分確認を厳格に行い，弁護士による職務上の請求，学術調査目的など正当理由のあることが明白な場合を除き，身分証の確認写しの保存，法人登記の提示を要求すべきである。

また，閲覧対象は，請求目的に正当な理由があり，かつ閲覧対象が特定された請求に限定し，請求を越えた閲覧がなされていないかの確認を徹底し，大量閲覧を禁じる必要がある。

最後に，閲覧請求者の氏名，閲覧目的，閲覧対象の記録を保存し，後に濫用が発覚した場合に責任追求が可能な体制を整える必要がある。

第2 加害者に対する民事的責任追求における被害者情報の保護

1 現状について

被害者が民事裁判において加害者に対する損害賠償請求等の民事上の責任追及する場合に，訴状等の書面に被害者の住所を記載しなければならない。これによって，被害者は自己の連絡先を加害者に知られることとなる。

2 現状の問題点

加害者に被害者の住所が明らかになってしまうため，お礼参りのおそれがあり，被害者による加害者に対する民事上の責任追及を躊躇させる結果となる。

3 改善すべき点

被害者が加害者に対して住所を知られることを好まない場合に，被害者の民事訴訟上の住所を，警察署，市役所，日本司法支援センター等の公的な機関とすることを認めるべきである。

第3 刑事手続における被害者情報の保護

1 現状について

検察官の起訴状朗読，冒頭陳述，論告により，公開の法廷において，被害者の氏名が明らかにされている。

また，被害者が刑事裁判の証人となる場合には，原則として予め被害者の氏名，住所を被告人に知る機会を与えなければならない（刑事訴訟法299条），例外として，住所については被告人が証人の身体，財産，親族に対し加害のおそれがある場合には，公開しなくてもよいとされている（同法299条の2）。

2 現状の問題点

被害者の氏名を知らない加害者に対しても，被害者の氏名を知らしめることになるばかりか，公開の法廷で傍聴人・マスコミに対し，被害者としてその氏名を公示されることで，被害者は自ら受けた被害を公にされ，精神的な被害を受けることになる。

また，証人となる場合には，氏名については例外的に非公開とすることは認められていない。

3 新設すべき制度について

被害者が希望する場合には，刑事裁判においても，被害者の氏名を匿名

としたまま，手続を進行することができるようにするべきである。その場合，弁護人による証人尋問や被告人質問の場合にも，被害者の氏名を匿名として尋問や質問を行う必要がある。

第 4 回
犯罪被害者等基本計画検討会

附帯私訴制度案の骨子

岡村 勲

平成 1 7 年 6 月 2 7 日

附帯私訴制度案の骨子

1 はじめに

犯罪は、社会秩序を侵害すると同時に被害者等の権利を害する行為である。一つの行為であるのに、前者は刑罰権行使の対象として刑事裁判手続により、後者は権利回復の問題として民事裁判手続によるものとして、両手続を截然と区別している。

しかしながら、基本行為は同じであるから、証拠などは共通しており、二つの手続で別々に取り調べることは、二度手間、無駄である。

一般には、刑事裁判が終了してから、またはその途中において公判記録、判決等を謄写して民事訴訟を提起しているが、これは被害者等にとって、経済、労力、費用、精神面で大きな負担を与える。

そこで、犯罪被害者等基本法は、損害賠償請求についてその被害に係る刑事手続との有機的連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講じるものとしたのである（12条）。

刑事手続と民事手続を截然と区別せず、刑事手続の成果が民事手続に利用されることを前提としている。

そのための制度として、附帯私訴制度を創設する必要があると考え、その骨子案をまとめた次第である。

2 提案する附帯私訴制度の骨子

（1）犯罪被害者等は、第一審の刑事公判に付随して、被告人に対する民事上の請求につき、私訴を提起できるものとする。

犯罪被害者等は、公訴提起後、第1審の弁論終結前まで、起訴さ

れた犯罪により被った被害を回復するため、民事上の請求につき、公判裁判所に対して、訴状を提出することにより、被告人に対する附帯私訴を提起することができる。

訴状の請求原因は、起訴状および冒頭陳述の範囲内で記載しなければならない。

附帯私訴の提起があったときは、公判裁判所は、訴状を被告人へ送達する。

被告人が答弁書を提出したときは、公訴裁判所は私訴原告へ送達する
刑事の判決言渡しまでの間は、私訴に関する弁論及び証拠調べは行わない。

ただし、鑑定人や証人等が、重ねて出頭することが困難であるような場合は、私訴の立証に関連する限りにおいて、刑事訴訟の証拠法則に従った証拠調べをすることができる。この場合、裁判員制度のもとでは、裁判員に一時的に退席していただいて行うことになる。

刑事判決言渡し前においては、私訴原告の申立があるときは、私訴を民事裁判所に移送するものとする。

移送があった場合、移送前の刑事公判中にあらわれた証拠資料は、民事裁判においても証拠となるものとする。

(2) 公判裁判所は、刑事判決言渡し後、刑事判決を基礎として、民事裁判のルールに従った審理を行った上で、私訴の判決を言い渡す。

公判の判決言渡し後、私訴についての口頭弁論を行ったうえで、特に証拠調べ等の審理をしないでも、私訴判決を行うに熟している場合（例えば、盗品の返還請求や、被害額が公判における審理で自ずから明確となる財産犯のような場合であって、罪体に争いのない場合等）には、私訴の判決を直ちに言い渡す。裁判員制度のもとでは、公判の判決言渡し後、閉廷し、裁判員退出後に私訴の口頭弁論を行い判決を言い渡すこ

とになるう。

上記 以外の場合、刑事判決がなされた後に、審理が必要な場合、公判裁判所は、私訴のための期日を指定して、私訴について審理を行い、刑事判決を原因判決として、私訴について判決を言い渡す。この刑事判決後の審理は、民事の証拠法則により審理を行う。

私訴の審理が複雑なものとなり、公判裁判所で審理を行うことが著しく困難である場合は、公判裁判所は、理由を付して民事裁判部に移送することができる。

刑事判決言渡し後においても、私訴原告は、移送の申し立てをすることができる。

（３）控訴審においては、私訴と刑事訴訟の審理は別々の手続に服するものとする。

刑事判決に対して控訴があった場合、私訴とは別に控訴審（刑事部）に移審する。附帯私訴に対する控訴があった場合、通常の民事事件同様に控訴審（民事部）に移審し、刑事訴訟とは独立のものとして扱われる。

（４）刑事事件につき無罪判決が言い渡される場合、公判裁判所は私訴につき却下判決をなすものとする。

仮に、刑事事件につき無罪判決をなすように罪体に争いがある場合には、途中で私訴原告の申立により移送するケースも考えられるが、移送がなかった場合には、公判裁判所は、却下判決を下す。この結果、私訴原告は別途第一審から民事事件をやり直すルートが確保できる。刑事と民事では証拠法則の違いがあり、刑事では立証されなくとも民事では立証されることは珍しくないからこのようなルートが確保される必要がある。

（５）私訴につき却下判決があった場合、附帯私訴を提起した時点で時効中断があったものとみなす。

時効の点で私訴原告に不利益を与えることは不当であるから、このような制度設計を行う必要がある。

３ 前記骨子のような附帯私訴制度は、以下の特長を備えることになる。

（１）訴訟遅延は生じない

民事上の複雑な争点の審理のために刑事公判が遅延することはない。公判中に、鑑定人・証人等につき私訴のための調べが行われることがありうるとしても、これは刑事事件に付随して行うにすぎず、少なくとも、期日を余分に必要とするような事態は考えられない。

また、刑事事件の審理が終了したのに、民事の審理のために、被告人を余計に拘束したり、刑事判決が遅れるということも生じない。

（２）現行訴訟構造に根本的な変更を加えることにはならない

前記骨子のとおり、基本的には、公判において、私訴の審理をしないのであれば、そして、例外的に証拠調べを行う場合でも、刑事訴訟の証拠法則に則りそれに付随して必要な範囲で行うのであれば、何ら現行の刑事訴訟構造に根本的な変更を加えることにはならない。仮に、被告人が検察官の主張に対して否認しているケースを想定しても、検察官が立証できなければ附帯私訴も基礎を失い却下されるのであるから、被告人の立場から見ても、防御対象が著しく増加するわけではない。

(3) 犯罪被害者にとって有利な制度である

大方の刑事事件は一審で争いもなく確定している。すなわち、地裁で 88%、簡裁で 95% というように圧倒的なケースでは、一審限りで確定しているのであり、このようなケースでは、附帯私訴の審理も短くて済むであろうから、労力、時間、費用の負担を少なくして民事の判決を認めてほしいという犯罪被害者の願いが充足されることになると考えられる。

そして、犯罪被害者にとっては、多くの事件で二度の裁判を行うという精神的苦痛を軽減することができることになる。

(4) 被告人にとって、過大な負担を加えるものではなく、利便性もある

被告人は、公判中は、応訴してもよいが応訴を強制されるわけではなく、私訴原告の主張に応訴するために負担が増加することはない。何ら応答しなくとも、無罪判決ならば私訴は却下されるから、請求の認諾の効果が生ずることはない。有罪判決であれば、控訴しないかぎり刑事判決は私訴の原因判決となり、それを争うことはできないのであるから、公判において私訴に応答しなかったことにより不利益が生ずるわけではない。

罪体について特に争わない大多数の事件においては、被告人にとっても、別途の民事裁判に応訴する煩や経済的負担を軽減するものであり、その利益になる制度である。

なお、附帯私訴が実現すれば、実際上は刑事和解の機会が増加することになり、刑事和解の利用促進にもなるのであって、被告人及び訴訟経済に資するであろう。

（５）国民全体の視点に立った訴訟経済に合致した制度である

被害者にとっては、刑事民事の区別はない。事件による被害や、紛争の実態は一つである。刑事・民事の紛争が、裁判所、当事者双方にとっでできるだけ少ない労力費用により、迅速に、一挙に解決することは、国民全体の視点に立った場合、合理的な、全体的訴訟経済に合致した、望ましい制度であるといえよう。

４ まとめ

以上のとおり、犯罪被害者の民事上の請求を実現するにあたって、必要な施策の一環として、附帯私訴の導入を行うべきものとする。

刑事和解の制度は、裁判外で示談合意に達した場合にのみ、その結果を調書に記載するにすぎず、裁判所の関与もなく、加害者と合意できた場合に限るものであって、その利用件数を見ても年５０件程度にすぎず、しかも、平成１４年から１６年にかけて利用件数は減少傾向である。刑事和解は、このような、限られたケースにおいて意味を有するに過ぎないのである。

また、刑事裁判中に、犯罪被害者等保護法に基づく閲覧謄写を行ってその結果をもって民事訴訟を提起すれば十分に検察官の立証成果を利用できるという見解があるが、現行法に基づく刑事公判記録の閲覧謄写は被害者の権利とは構成されておらず、その結果、現実に裁判所から被害者の閲覧謄写が殆ど認められなかったケースもあり、しかもその場合でも不服を申立てる手段も与えられていないのが現状であり、極めて不十分なものである。

上記のような、附帯私訴の設計であれば、大きな弊害はないばかりか、大多数の刑事裁判においては、被告人にとっても二重に応訴することと比べむしろ利益になるケースも多いし、全体的な訴訟経済にも資するこ

とになるので、導入の必要性は高いものとする。

以上

意見書の追加

岡 村 勲

平成17年6月27日付け岡村勲作成の第4回犯罪被害者等基本計画検討会意見書（第18条関係）のうち、5頁「検討課題 = 起訴への関与 = 第1起訴への関与等についての提言」のうち、6として、下記の事項を追加する

6 重罪で起訴すべき案件を軽罪で起訴されたとき、犯罪被害者等は、検察審査会に対して審査の申し立てができる制度を創設すること

【理由】

殺人罪で起訴すべき案件を傷害致死罪で起訴し、公判請求が相当であるべき事案を略式起訴ですますなどのことがあり、犯罪被害者等は、検察官の処分に不満を抱くことが多い。

現行制度では、不起訴事件しか検察審査会に審査の申し立てができず、本来重罪にすべき案件を軽罪で処理されても、泣き寝入りするしか方法がない。

そこで検察審査会の権限を拡大し、上記のような場合には、犯罪被害者等は検察審議会に審査請求ができる制度を創設するべきである。

平成 17 年 6 月 24 日

「犯罪被害者等の刑事手続への関与について」に関する

当委員会の意見

日本弁護士連合会
会長 梶谷 剛 殿

犯罪被害者支援委員会
委員長 高 井 康 行

< 意見の趣旨 >

貴連合会の 2005 年 6 月 17 日付「犯罪被害者の刑事手続への関与について」という意見書について、当委員会は、以下の理由によって反対する。

なお、貴連合会が、意見を表明せざるを得ないとしても、下記のとおり修正すべきである。

記

1 意見書第 1・2 について

意見書では「被害者等が、当事者あるいは検察官を補佐する者として刑事手続に参加し、訴訟行為を行う制度は、導入すべきではない。」としているが、これについては「被害者等が、独立した当事者として刑事訴訟手続に参加し、検察官と同様の訴訟行為を行う制度は、導入すべきではない。また、被害者等が、代理人弁護士をつけることを前提にして、検察官を補佐する者として刑事訴訟手続に参加し、一定の範囲で（場合によっては検察官の同意を要件として）訴訟行為を行う制度は、導入に慎重な検討を要する。」と改めるべきである。

2 意見書第 2 について

意見書では「被害者等が刑事手続に関連する手続に関し弁護士の援助を受ける場合についても法律扶助の対象とする拡充が行われるべきであ

る。」としているが、それよりも、公費による支援弁護士制度の創設を明言し、日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援業務を規定した総合法律支援法第30条第1項第5号を改正し、弁護士による具体的な法的支援を行うことが可能となるよう目指すことを提言するべきである。

3 意見書第3について

意見書では「附帯私訴及び損害賠償命令の制度は導入すべきではない。」としているが、「附帯私訴及び損害賠償命令の制度は、具体的制度構想を含め、慎重な検討を要する。」と改めるべきである。

< 意見の理由 >

第1 被害者等の刑事手続への関与について

1 協議会取りまとめとの整合性

日弁連では、犯罪被害者等の刑事訴訟手続参加等の問題について「犯罪被害者の刑事訴訟手続参加に関する協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、平成16年3月から同17年2月14日にかけて11回にわたって討議を重ねてきた。同協議会は、平成17年3月3日付で「犯罪被害者等の刑事訴訟手続参加等に関する取りまとめ（報告）」と題する書面（以下、「協議会取りまとめ」という。）をもって、討議の経過と取りまとめの結果を日弁連会長宛てに報告している。

協議会取りまとめでは、「被害者等が、独立した当事者として刑事訴訟手続に参加し、検察官と同様の訴訟行為を行う公訴参加の制度については、これを採用すべきとする積極的な意見は存しなかった。」とされ、また「被害者等が、代理人弁護士等をつけることを前提にして（弁護士強制）、検察官の補佐的当事者として刑事訴訟手続に参加し、一定の範囲で場合によっては検察官の同意を要件として訴訟行為を行うことを認めるか否かについては、意見が分かれ、消極説が相当多数であった。」とされている。

しかるに、今回の意見書では「被害者等が独立した当事者として参加する制度」も「被害者等が検察官を補佐する者として参加する制度」も区別することなく、一律に「導入すべきではない。」と断言している。かかる意見は、協議会取りまとめの結論と整合しておらず、日弁連が対外的に発表する意見として相当でない。

もとより、協議会取りまとめは正副会長会ないし理事会の意見形成を

拘束するものではない。しかしながら，協議会では約１年にわたって毎回長時間の議論を費やしてきた経緯があり，協議会取りまとめはそうした甲論乙駁を踏まえて形成された各位の努力の結晶とも言うべきものである。

にもかかわらず，日弁連理事会が協議会の頭越しに意見書記載の意見を発表することになると，協議会の存在意義を失わせることになるばかりか，会内意見の民主的形成という観点から将来に禍根を残すことは必定である。

のみならず，協議会においては「被害者等が独立した当事者として参加する制度」と「補佐的当事者として参加する制度」を区別し，それぞれについて異なる結論を導いているのに，意見書のように，協議会の結論を超えていわば一刀両断に「導入すべきではない。」と結論づけては，『日弁連はありとあらゆる形態の参加制度について反対である』との誤ったメッセージを発信することにもつながりかねない。

新しい人権に焦点が当てられると，往々にして従来の権利との摩擦が生じることはあるが，その際，日弁連が多数決意見をさも会総体としての意見のように発表することは，一方でそれによって疎外される権利の主体に対する配慮を欠くこととなり，人権を擁護すべき弁護士職務に疑いを生じさせる。日弁連が会として確定的意見を言わなければならない必要がある場合にも，この点には十分な配慮が必要であり，時に両論併記であっても致し方ない場合がある。

断定的な全面否定の意見書は，日弁連が，犯罪被害者等基本法の趣旨を理解しておらず，犯罪被害者支援に不熱心であるとの印象を与えることにほかならず，当委員会の委員をはじめとする個々の弁護士の熱心な被害者支援活動によって積み上げてきた犯罪被害者からの信頼を失墜させることにもなりかねない。犯罪被害者からの信頼を得られないということは，社会的信頼を失うことにもつながる。

2 意見書「理由」の不当性

意見書は，上記意見の理由として，(1)現行刑事手続の仕組みの合理性，(2)被告人の防御に困難をきたすおそれの２点を挙げ，そのうち(2)については，防御すべき対象の拡大，被告人の防御活動が萎縮する可能性，事実認定に与える影響，被害者等が複数の場合の問題，の４項目を摘示している。

しかしながら，以下に述べるとおり，これらの問題点は「（参加制度を）導入すべきではない。」との結論を導く根拠として相当でない。

(1) 現行刑事手続の仕組みとの整合性

意見書は、「国家機関である検察官が訴追及び訴訟追考に責任を負う仕組みは、社会公共の関心事である犯罪を国家が理性的に処理することが合理的であり適切であるとされ、私的復讐が公的刑罰に昇華されていく歴史の過程で作られたものである。」としたうえで、刑事手続に「当事者」ないし「補佐する者」として被害者等が直接加わることは「国家刑罰権の適正な行使に影響を及ぼすこととなり、適切でない。」とする。

しかしながら、意見書の所論は、諸外国において被害者等の刑事手続参加が実現されている現実を看過するものであって、相当でない。

当委員会が2003年人権大会シンポジウムにおいて報告済みのとおり、現在、ドイツ、スウェーデン等においていわゆる公訴参加の制度が採用されているが、これら諸国は「国家刑罰権の適正な行使」という理念を放棄したものではない。被害者の刑事手続参加は、決して私的復讐の時代への会期を意味するものではないし、我が国においても、国家刑罰権の適正な行使に影響を及ぼさない形で導入の方途を探ることは十分に可能である。

また、意見書は「訴因の枠内における関与であっても、訴追方針との不整合は生じ得る」として、検察官が設定する訴因の枠内における被害者等の直接関与も排斥している。

しかしながら、被害者の直接関与といっても多種多様な形態を想定しうるのであって、およそ被害者が参加する限り検察官の訴追方針との不整合が生じるという論理必然性は存在しない。意見書の指摘するような問題点が存在するとしても、それは検察官の訴追方針との不整合が生じないような制度設計が図られるべき根拠となるにすぎず、被害者等の刑事手続参加を全面的に排斥すべき根拠とはなり得ない。

そもそも、新しい制度の導入を行う際、従前の原則や制度が多少の修正や変更が加えられることは多々あるが、意見書は、従前の原則や制度に抵触するおそれがあるから反対と論ずるのみで、十分な説得力を有するとは評しがたい。

日弁連としては、昨年12月に成立した犯罪被害者等基本法第18条において「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。」と定められた趣旨を没却することのないよう、現行刑事

手続の仕組みとの整合性についても，より踏み込んだ検討を行うべきである。

(2) 被告人の防御に困難をきたすおそれ

防御すべき対象の拡大

意見書は，たとえ検察官の設定する訴因の枠内であったとしても，被害者等の直接関与により被告人の防御すべき対象が拡大することとなり「被告人の立場が非常に厳しいものとなるおそれがある。」とする。

しかしながら，いかなる形であっても被害者の刑事手続参加が被告人の防御の困難性を伴うという論理必然性は存在しない。意見書の指摘するような問題点が存在するとしても，それが被害者等の刑事手続参加を全面的に排斥すべき根拠とはなり得ないことは前述と同様である。

なお，意見書は，改正刑事訴訟法における争点整理手続を引き合いに出し，「整理された争点から外れる質問等が被害者等によって行われることがありうる」との問題点を指摘しているが，これは失当である。たとえ被害者であっても，整理された争点から外れる質問等を自由に行えることにはならず，裁判官による適宜な訴訟指揮によって質問等の修正ないし撤回を求められることになるのであるから，所論の危険性は存在しない。

被告人の防御活動が萎縮する可能性

意見書は，被告人が被害者や遺族等から怒りや悲しみなどの感情に支えられた質問を直接に受けたとすると，供述したいことを控えざるを得ないなど「被告人として本来行うことができる防御活動が萎縮する自体に陥る可能性は否定できない。」とする。

しかしながら，被害者の刑事手続参加は，被害者や遺族本人が法廷で直接発言することを前提とする制度ではない。例えば，イタリアにおける民事当事者の参入制度では，参加の条件として代理人弁護士を付することが求められているし，当委員会が前記協議会に提出した要綱私案でも，代理人弁護士を必要的に付す制度を提言している。代理人弁護士が被害者等の感情を踏まえた質問等をした場合，そのような質問が検察官によってなされた場合と比して，被告人が萎縮する可能性に有意な差異が生ずるとは考えがたい。

そもそも，意見書は『およそ刑事手続に参加した被害者等は法廷

で生の感情を発露する』との前提に立つかのように見受けられるが、かかる見解は被害者に対する偏見以外の何者でもない。参加を求める被害者の中には、被害感情をぶつけることを本意とせず、刑事手続に關与することによって自らの尊厳を確保したいと希望する者も少なからず存在する。日弁連としては、犯罪被害者等基本法が第3条1項において「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と宣言したことの重みについて、今一度思いをいたすべきである。被害者等の刑事手続参加を認めたとしても、被害者等の「生の感情」が直接法廷に顕出されることにはつながらない。

百歩譲って、被害者または代理人弁護士による質問等により被告人が萎縮する可能性が存するとしても、まさにそのために弁護人が付されているのではないか。意見書も「被告人が萎縮する可能性」については言及しつつ、「弁護人が萎縮する可能性」については問題としていない。

前記協議会では、2004年5月18日付で各单位会に対し「犯罪被害者の刑事訴訟手続参加の是非・ありかたに関する討議のお願い」を発出したが、上記の点については三重弁護士会からの回答がまさに正鵠を射ていると考えるので、当委員会はこの引用する。

「時代や場所を問わず、そもそも弁護人たるものは、困難な立場にあるものである。そうした中から、証拠を吟味し、矛盾を発見し、被告人と共に真実を語り、その利益を擁護するのが弁護人である。

『裁判官の面前で、被害者・遺族に反論することは困難であり、かえって真実を歪める危険が大きい』から被害者の訴訟参加を認めるべきでないとの論は、自ら職務放棄を語るに等しく、泣き言である。」

事実認定に与える影響

意見書は、被害者が被告人と直接対峙して感情的な質問や応答がなされた場合、裁判員裁判においては裁判員の情緒に強く働きかけ、事実認定について影響を与える可能性を否定できないとする。

しかしながら、被害者等の刑事手続参加を認めたとしても直ちに法廷に生の感情が顕出されることにはならないし、仮にそのような事態が生じたとしても、検察官との間で感情的な応答がなされた場合と比べ有意な差異が生ずるとは考えがたい点、前述と同様である。

そもそも、意見書の論拠は一般市民の健全な良識に依って立つ裁

判員制度そのものの否定というべきであって、裁判員制度に関する日弁連のこれまでの意見と整合性を保ちうるものか、見識を疑う。

被害者等が複数の場合の問題

意見書は、被害者等が複数の場合に生じる問題点を縷々指摘し、それゆえ参加制度は一切導入すべきでないとする。しかし、かかる理由が失当であることは論を待たない。

被害者等が複数の場合に意見書が指摘する問題点が存するとしても、そのことは参加制度特有の問題ではない。例えば、被害者が多数にのぼる大規模詐欺事件において、被害者全員が現行法の意見陳述制度の利用を希望した場合にも同様の問題は生じうるが、現実の実務においては裁判所の訴訟指揮によって訴訟の遅延等をきたさぬよう適切な運用がなされている。

これに対し、意見書は「関与できる被害者等の数を制限するなどの方策については、どのような基準で制限できるのか、制限の結果関与できなくなった被害者の利益をどう考えるかなど、解決困難な問題が生じることになる。」と述べる。

しかし、およそ制度というものは諸々の政策的判断から一定の基準を設けざるをえないものであって、関与できる被害者等の数を制限するにあたって強固な論理必然性が求められるものではない。むしろ、被害者複数の場合に問題が生じうるから、そのような問題の生じない被害者単独の場合についても一切参加を認めないというのは論理的に破綻しており、まさに「角を矯めて牛を殺す」議論である。

日弁連としては、かかる『ためにする議論』の結果関与できなくなる被害者の利益にこそ思いをいたすべきである。

(3) まとめ

以上のとおり、意見書の指摘する理由はいずれも不相当であって、「被害者等が、当事者あるいは検察官を補佐する者として刑事手続に直接関与し、訴訟行為を行う制度は導入すべきではない。」とする意見は認められない。

第2 法律扶助の拡充について

前述の協議会取りまとめでは「被害者等が、現行法上認められた権限

を適切に行使し，刑事手続について十分な情報を入手し，検察官に対し意見を表明することなどを実質的に保証するため，被害者等に対する公的な支援弁護士制度を創設すべきである。」としている。また，日弁連は，平成１５年１０月１７日の人権擁護大会において，「殺人等の重大事件の犯罪被害者が，捜査機関・裁判所・メディアに対する対応等に関し，弁護士の支援を受け，その費用について公的援助を受けることを可能とする制度を創設すること。」を国に対する施策として決議している。さらに，その後，日弁連執行部は，各政党に対し，日弁連の要望として，公費による支援弁護士制度の創設を訴え続けており，これは日弁連としての公式の意見表明である。

しかるに，意見書では公的支援弁護士制度についてはまったく触れられておらず，単に，法律扶助の拡充が行われるべきと述べるにとどまっている。

協議会における討議の結果を尊重すべきことは前述のとおりであるし，当連合会の意見形成における人権大会決議の重要性は論を待たない。また，公表した意見には責任を持つべきである。にもかかわらず，意見書が公的支援弁護士制度について何ら言及しないのは，単に知的怠慢というにとどまらず，会内意見形成の民主的過程を意図的に無視するものと評されてもやむを得ない。

当委員会も法律扶助の拡充という意見に対し積極的に反対するものではないが，現在，日弁連日本司法支援センター推進本部においても，かかる議論はまったくされていない。このような拡充が本来可能かということすら検討されていない状況である。それよりも現在重要なのは，総合法律支援法第３０条第１項５号によって規定される日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援業務について，内容を充実させ，弁護士の具体的な支援活動が可能となるよう，改正も含めて検討することである。「犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切な関与ができるようにする」という犯罪被害者等基本法（第１８条）の趣旨に照らせば，安易に法律扶助の拡充をもって足りると解されるような第２の記述は，避けるべきである。

法律扶助の拡充が図られるべきと主張することは，現時点で重要な意義はなく，日弁連の対外的意見としては，２００３年の人権大会決議，各政党に対する従前の意見表明，及び協議会取りまとめに従うべきである。

第3 刑事裁判における附帯私訴及び損害賠償命令について

- 1 意見書では「被害者等の損害回復・経済的支援の取組みに関しては、被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手段によって実現できる我が国にふさわしい制度を検討すべきである」としつつ、その方法として「附帯私訴及び損害賠償命令の制度は導入すべきではない。」と断言している。

しかしながら、一言で「附帯私訴」または「損害賠償命令」といっても、諸外国における各種制度のあり方は各国の歴史的経緯ないし法制度に応じて多種多様なものがあり、決して一様ではない。例えば、イタリアでは、刑事訴訟において当事者主義的公判構造を採用しつつ、民事当事者の訴訟参加という形で附帯私訴制度が維持されており、この点については2003年の人権大会シンポジウムにおいて当委員会が報告済みのところである。附帯私訴ないし損害賠償命令の導入に際し、我が国にふさわしい形での制度設計が不可能ということはありません。

にもかかわらず、意見書では、何ら検討の余地もないが如く両制度について「導入すべきではない」と断じており、かかる短絡的な意見を対外的に表明することは不勉強との誹りを免れない。

- 2 また、意見書は、附帯私訴を導入すべきではないとする理由中において「刑事裁判と民事裁判における手続に相違点（証明の程度、過失相殺などにおける立証責任の所在、自白法則、控訴審の構造等）があり、同一の手続で行うことに困難を生じる。」としているが、かかる理由も不相当である。

前述のとおり、諸外国の中には我が国と同様の刑事訴訟構造を取りながら附帯私訴制度を導入している国もあり、意見書の指摘する問題点は克服が絶対的に不可能なものではない。

のみならず、附帯私訴導入に際して生ずる問題点については、前述の協議会においてさえ具体的に検討されてはいない。前記のような問題点が存するにしても、その解決の方途について何ら検討することなく「導入すべきではない」との意見を表明することは拙速といわざるを得ない。

さらに、意見書は理由中において「附帯私訴の申立人という当事者が増え、争点も増加するため、被告人側の負担が増大し、訴訟が遅延するおそれがある。」との点を摘示している。

しかし、附帯私訴を導入するにしても、申立人の主張は検察官の主張する事実関係の範囲に限るとか、被告人及び弁護人の同意がある場合に限って申立てを可能にするとか、被告人の迅速な裁判を受ける権利を侵害しない形での制度設計は十分に可能である。

にもかかわらず，あたかも附帯私訴制度の導入は被告人の権利を不可避的に侵害するかの如く主張することは，単に検討不十分というに止まらず，いわば「はじめに結論ありき」であるかのように受け取られるおそれが存する。

- 3 また，意見書は，損害賠償命令を導入すべきではないとする理由中において「刑事裁判で取り調べた証拠の範囲内で認められる損害額のみで命令を発するものとする」と，被害者は別途民事訴訟を提起し残額を請求しなければならず，有効な救済となり得ない」とする。

損害賠償命令について，意見書の指摘するような問題点があるとしても，それゆえに同制度が被害者にとってまったく無意味な制度であることにはならない。犯罪被害者の中には，自ら民事訴訟を提起する積極的な意思または資力を有しないものの，限られた範囲であっても刑事訴訟において損害賠償命令を発令されることによって救済される者も存在する。かかる被害者のニーズに対し「それでは有効な救済にならない」と他者が断ずるのは不当なパターンリズムであって，犯罪被害者を「救済されるべき客体」としか見ない，極めて偏った意見である。

犯罪被害者とは，すべからく後天的にその地位を得るものであって，先天的被害者なるものは存在しない。すなわち，我々が「犯罪被害者」として語る人々は，犯罪の惹起以前は我々と何ら異なるところがなかったごく一般的な市民なのである。

そして，現実社会における一般市民のニーズが多種多様であるのと同じく，犯罪被害者のニーズもまた多様である。かかるニーズの相違に目をつぶり「それでは有効な救済にならない」などと一律に断ずることは，自らを被害者より一段高い位置に置いて説諭する傲岸不遜な意見といわざるを得ず，ひいては日弁連の人権感覚が疑われることになりかねない。

- 4 聞き及ぶところによれば，正副会長会作成の意見書案では，附帯私訴及び損害賠償命令について「どのような制度が我が国にふさわしいか慎重な検討が必要」との文言であったものを，理事会において現意見書のとおり修正されたとのことである。

当委員会も，両制度の導入に際して克服すべき問題点が存することを否定するものではないが，少なくとも日弁連が対外的に発表する意見書において十分な検討も経ずに「導入すべきではない」と断ずるのは不相当であり，犯罪被害者及び社会一般の信頼を損ねるだけであって，百害あって一利なし，の典型例であると考ええる。

第 4 よって，当委員会は，貴連合会の当該意見書に反対するものである。

以 上